

教育大綱策定プロセスについて

1. 教育大綱策定方針について

- (1) 策定趣旨
- (2) 策定方針
- (3) 策定方法
- (4) 教育大綱策定検討会議について
- (5) 策定スケジュール

2. 教育大綱策定プロセスの策定における基礎情報について

- (1) 教育大綱の法的位置づけについて
- (2) 第2次生駒市教育大綱の4つの特色
- (3) 生駒市教育大綱策定において参酌しなければならない国/市の諸計画について
- (4) 教育大綱の影響を受けるステークホルダーの整理

1. 教育大綱策定方針について

(1) 策定趣旨

生駒市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「教育大綱」)は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条3の規定に基づき、総合教育会議での協議を経て、市長が策定するものであり、教育行政の根幹を成すものです。

前大綱の策定から4年が経過しようとしています。この間の新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもたちは多くの制約の下で学校生活を送らざるをえない状況に置かれました。そんな中、「すべての子ども(学習者)の居場所・学びの支援」という教育課題はますます重要となっています。さらに、人工知能(AI)などのテクノロジーの進化によってもたらされる社会の変化に対応しながら、これからの教育や学習の在り方についての指針を示していく必要があります。

以上から、本大綱は今ある教育課題に対応しながら、同時に未来を見据え、多くの関係者の方々の声を反映し、専門家の助言も得ながら策定します。

なお、策定の日から4年間を持って改訂の区切りとし、随時見直しの機会を確保します。

(2) 策定方針

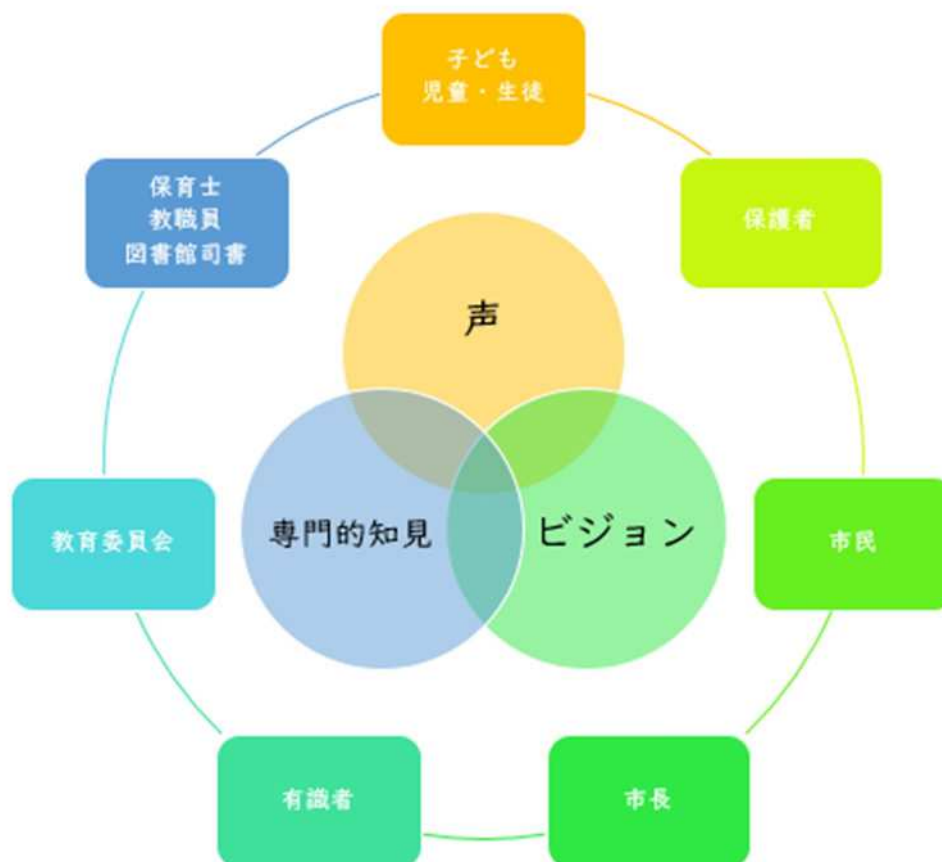
令和2年に策定した第2次生駒市教育大綱の進捗状況は、令和4年度(令和3年度対象)の生駒市教育委員会活動点検評価報告書によると、78の事業・取組において、新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止を余儀なくされた1の事業・取組でC(未着手または十分な効果があげられず目標に達していない)、5の事業・取組でB(一定の効果が得られたものの目標の達成には至っていない)の評価となり、72の事業・取組でA(取組完了、実施済みまたは十分な効果が得られ、目標を達成した)となりました。なお、B評価の5つの事業うち3つはコロナ禍の影響によるものであり、残り2つについては令和4年度以降継続して目標達成を目指すこととなっています。

本大綱においては、第2次生駒市教育大綱を引き継ぎつつ、生駒市の次の10年の「ひと」づくり、そしてこれからの50年の未来のためのものとするべく、アンケート・ヒアリング・ワークショップなど様々な方法で広く関係者の声を集め、同時に、有識者・専門家からの助言を得る機会としての研究会の開催を重ねながら策定します。さらに、策定した大綱は第2次教育大綱と同様、実効性を担保するため、アクションプランを設け進捗管理を行います。あわせて、市長マニフェスト及び生駒市総合計画の内容も大綱の中に位置づけ、教育に関する既存の各種計画に連動するものとします。

(3) 策定方法

第2次生駒市教育大綱から引き続き、基本方針を「子育て・就学前教育」「学校教育」「生涯学習」の3つの領域に分けます。それぞれの領域において、広く多くの関係者（子ども・保護者・教職員・市民）の声を集め、有識者による専門的知見及び市長のビジョンを織り交ぜながら、生駒市のまちづくりを進める概念としての「協創」をコンセプトに策定します。具体的な方法としては、アンケート、ワークショップ、研究会、講演会、パブリックコメント、総合教育会議による検討とし、対象を以下とします。

目的	対象	方法
声を集める	子ども・保育士・教職員・図書館司書・保護者・市民	アンケート・ワークショップ・研究会・パブリックコメント
専門的知見を加える	有識者・教育委員会・保育士・教職員・図書館司書	研究会・講演会・ワークショップ
ビジョンを示す	市長・有識者・教育委員会	総合教育会議による検討



【第3次生駒市教育大綱策定イメージ図】

(4) 教育大綱策定検討会議について

子育て・就学前教育、学校教育、生涯学習それぞれの領域において多様なステークホルダーの方からの声を集め集約することを目的に、策定検討会議を開催します。策定検討会議では、第3次生駒市教育大綱の原案に対する意見・助言を取りまとめます。

設置要綱は別添します。

(5) 策定スケジュール

策定スケジュール（案）を別添します。正式なスケジュールは、第1回目の教育大綱策定検討会議にて決定し、随時追加や見直しを行いつつ進捗管理を行います。

2. 教育大綱策定プロセスの策定における基礎情報について

(1) 教育大綱の法的位置づけについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第一条の三

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、(※1) 教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(※1) 教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針とは、教育振興基本計画

まとめ

根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(大綱の策定等)
策定主体	地方公共団体の長
策定方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定
範囲	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

(2) 生駒市教育大綱・4つの特色

第2次生駒市教育大綱より

① 関係者や市民の「協創」による策定

前大綱策定時と同様に、総合教育会議を6回開き、徹底的な議論を行ったほか、特に重点的に推進すべき分野について、学校現場や社会教育機関などの関係者からのヒアリングや、パブリックコメントの実施など、「協創(※1)」の考え方に基づいた策定プロセスを採りました。

② マニフェストや総合計画などとの整合性の確保と効果的な連携

市長の施政方針やマニフェストを踏まえ、また、総合計画や他の関係する計画との整合性の確保・積極的な連携を図ることにより、学校教育はもちろん、生涯学習、子育て・就学前教育など、幅広い視点と実効性を持つ教育大綱としました。

③ 地域力を最大限生かした教育（ひとづくり）によるまちづくり

これから市の教育を支えていくためには、行政だけではなく、さらなる地域力の活用が必要不可欠であり、子育てや学校教育、生涯学習のすべての分野において、地域力を最大限生かした取組（「ひと」づくり）によって、生駒の「まち」のさらなる活性化につなげていきます。

④ 第1次生駒市教育大綱を踏まえつつ、4年間で実現すべき新たな方向性を整理

平成28年に策定した第1次生駒市教育大綱における推進状況を踏まえ、中長期的視点を維持しつつ、社会情勢等の変化や新たな教育課題に対応した方向性を再度整理しました。

第2次生駒市教育大綱においては、以上4つの特色を明示している。第3次生駒市教育大綱においては、これらの特色を受け継ぎ発展させていく方向で策定プロセスをデザインしたい。特に生駒市総合計画「協創」の考え方を更に発展させるべく、学校園の管理職・教職員・保育士・保護者・市民・児童生徒といった様々なステークホルダーからの声を集めるためのワークショップを開催する。

(3) 生駒市教育大綱策定において参酌しなければならない国/市の諸計画について

<国>

A. 少子化社会対策大綱

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/law/taikou_r02.html

B. 子供・若者育成支援推進大綱

<https://www8.cao.go.jp/youth/wakugumi.html>

C. 子供の貧困対策に関する大綱

<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/r01-taikou.pdf>

※上記3つの大綱が令和5年秋頃に「こども大綱」に統合予定

D. 次期教育振興基本計画

(答申) https://www.mext.go.jp/content/20230308-mxt_oseisk02-000028073_1.pdf

E. 第3期スポーツ基本計画

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00001.htm

<市>

F. 生駒市総合計画

https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000012/12556/6_soukei.pdf

G. 第2期生駒市子ども・子育て支援事業計画

<https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000004/4467/keikaku.pdf>

H. 生駒市の学校教育の目標

https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000001/1028/R05_mokuhyo.pdf

I. 生駒市子ども読書活動推進計画

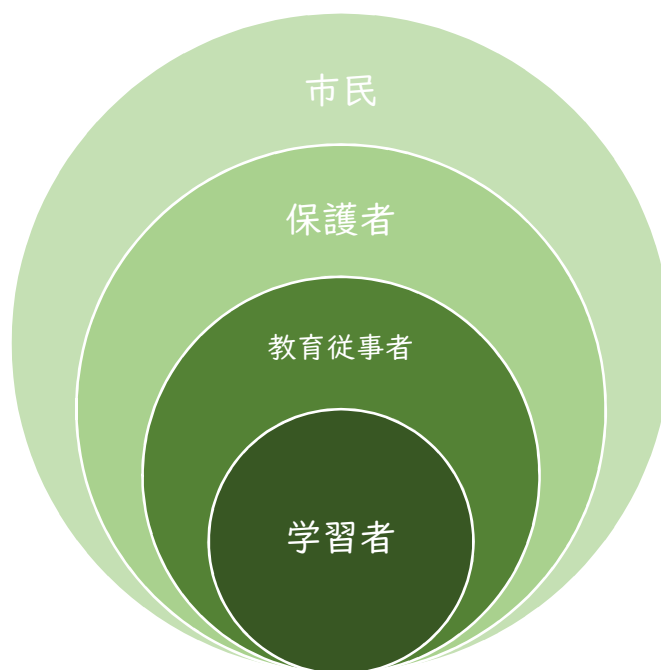
<https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000012/12498/0103.pdf>

J. 生駒市スポーツ推進計画

<https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000009/9894/gaiyou.pdf>

	国	市
子育て 就学前	A. 少子化社会対策大綱 B. 子供・若者育成支援推進大綱 C. 子供の貧困対策に関する大綱	F. 生駒市総合計画 G. 生駒市子ども・子育て支援事業計画
学校教育	D. 次期教育振興基本計画	F. 生駒市総合計画 H. 生駒市の学校教育の目標
生涯学習 スポーツ	D. 次期教育振興基本計画 E. 第3期スポーツ基本計画	F. 生駒市総合計画 I. 生駒市子ども読書活動推進計画 J. 生駒市スポーツ推進計画

(4) 教育大綱の影響を受けるステークホルダーの整理



教育大綱の策定においては、ステークホルダーに与える影響を意識しつつ、ステークホルダーそれぞれの声を反映させることを目指す。それぞれのステークホルダーの定義は以下とする。

学習者	子ども、幼児・園児・児童・生徒・学生・生涯学習における学習者
教育従事者	保育士、幼小中・学童の教職員、図書館・生涯学習・スポーツ施設職員
保護者	学習者を養育する保護者
市民	生駒市民